

上京区総合庁舎区民交流会議室及び和室の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上京区における住民交流及びまちづくり活動等に資する活動の用に供するため設置する、上京区総合庁舎区民交流会議室及び和室（以下「区民交流会議室等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用に供する時間及び使用に供しない日)

第2条 区民交流会議室等の使用を許可する日及び時間は、別表に定める時間とする。

2 次の各号に掲げる日は、区民交流会議室等の使用を許可しない。

- (1) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。
- (2) 公職選挙法に基づく選挙の告示日から開票日の翌日まで。
- (3) その他区長が区役所の業務を行う上で、必要と認めるとき。

(使用資格)

第3条 区民交流会議室等を使用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 上京区民会議及び上京区基本計画推進会議の委員が所属する団体
- (2) 上京区の区域内に住所を有する者若しくは団体
- (3) 上京区の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は当該区域内に存する学校に在学する者
- (4) 上京区の区域内を主たる活動の場所とする団体
- (5) 上京区における住民交流及びまちづくり活動等を支援する活動を行う者若しくは団体
- (6) 上京区民まちづくり活動支援事業の補助対象事業を実施する団体
- (7) 前6号に掲げる者のほか、区長が適当と認める者若しくは団体

(使用許可の申請)

第4条 区民交流会議室等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、上京区総合庁舎区民交流会議室等使用許可申請書（第1号様式）に、区長が必要と認める書類を添えて、区長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 申請者が1回の使用許可申請において申請できる期間は、別表の使用に供する区分のうち、2区分までとする。

(受付期間)

第5条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ受け付けるものと

する。ただし、区長が特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第1号及び第6号に掲げる団体においては、区民交流会議室等を使用しようとする日の属する月の3箇月前の月の初日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「閉庁日」という。）に当たる場合においては、その日後最初に到来する閉庁日でない日。以下同じ。）から使用しようとする前日（閉庁日に当たる場合においては、その日直前の閉庁日でない日。以下同じ。）まで。
 - (2) それ以外の個人及び団体においては、区民交流会議室等を使用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から使用しようとする前日まで。
- 2 前条第1項の規定による使用許可の申請は、閉庁日を除く日の午前9時から午後5時まで受け付けるものとする。

（使用の許可）

第6条 区長は、第4条第1項の規定による申請があった場合において、次の各号に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

- (1) 区役所の業務又は管理上支障があると認められるとき。
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (3) 政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあると認められるとき。
 - (5) 申請者が1人で使用するものと認められるとき。
 - (6) 会費、参加費等の金銭を徴収するものであると認められるとき。
 - (7) 利用者のうち、上京区の区域内に住所を有する者、上京区の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務し、又は当該区域内に存する学校に在学する者が過半数に満たないものと認められるとき。
 - (8) その他区長が不相当と認めるとき
- 2 同一申請者による区民交流会議室等の使用は、1箇月につき4回を上限とする。
- 3 申請受付順に使用許可を行うが、月の初日においては午前9時までに申請受付場所に到達した申請者については同着とみなし、くじによって、申請順を決定するものとする。ただし、その際に申請できる期間は、第4条第2項に関わらず、別表の使用に供する区分のうち、1区分のみとする。
- 4 区長は、第5条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請を許可したときは、許可書（第1号様式切り取り線より下部）によりその旨を申請者に通知する。

ただし、当該申請を許可しない場合には速やかに申請者に連絡する。

（使用制限）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民交流会議室等の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) この要綱に定める事項、又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
- (3) 災害等の不可抗力により区民交流会議室等の使用ができなくなったとき。
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (5) その他公用、管理上の都合により、区長が特に必要と認めたとき。

2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(使用の取消し)

第8条 第6条第4項の規定により使用許可書の交付を受けた後に、使用しなくなったときは、直ちにその旨を区長に申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

(特別の設備)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、区長の許可を受けなければならない。

- 2 区長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。
- 3 第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、当該設備に係る区長が必要と認める書類を区長に提出しなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第11条 使用者は、区民交流会議室等において、次の各号に定める行為をしてはならないほか、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その使用後は使用許可時の注意事項に従って、措置しなければならない。

- (1) 飲食及び喫煙。ただし、軽易な茶菓等については、その限りではない。
 - (2) 音楽の演奏などみだりに大きい音を立てる行為。
 - (3) その他区長が不相当と認める行為。
- 2 使用者は、区民交流会議室等の使用を終了し、又は使用の許可の取り消しを受けたときは、速やかに現状に復するとともに、施設の使用にあつては、区役所職員又は区役所から当該施設の管理を委託された者に報告し、確認を受けなければ

ならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、使用する施設若しくはその付属設備を破損し又は滅失したときは、区長の認定により使用者においてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 従前の様式による用紙は、区長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

別表（第3条関係）

区 分	使用に供する時間	使用に供する区分
平 日	午前9時から午後9時まで	午前、午後及び夜間
土曜日、日曜日及び休日	午前9時から午後5時まで	午前及び午後

備考

- 1 「午前」とは、午前9時から正午までをいう。
- 2 「午後」とは、午後1時から午後5時までをいう。
- 3 「夜間」とは、午後6時から午後9時までをいう。
- 4 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(第1号様式)

上京区総合庁舎区民交流会議室等使用許可申請書

(あて先) 上京区長	
申請者の住所 (団体にあっては主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (団体にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号 () -
構成団体名 (申請者が複数の団体に構成される場合に記入) ※利用者に上京区民会議委員名簿又は上京区基本計画推進会議委員名簿に記載された委員を含む場合は必ず御記入ください。	

上京区総合庁舎区民交流会議室及び和室使用に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

【使用目的及び概要】

名称	(案内モニター 要・不要)	使用予定人数	人
住民交流・まちづくりに向けた使用目的・内容			
使用する施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> 和室	使用日	年 月 日
		使用区分	<input type="checkbox"/> 午前 (9:00~12:00) <input type="checkbox"/> 午後 (13:00~17:00) <input type="checkbox"/> 夜間 (18:00~21:00 平日のみ使用可)
使用を希望する付属設備	会議室	<input type="checkbox"/> 補聴設備 (磁気ループ式) <input type="checkbox"/> 補聴設備 (FM受信式) <input type="checkbox"/> 電動スクリーン <input type="checkbox"/> 移動式プロジェクター <input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> 移動間仕切 ※ 長机 (16台)、いす (59脚)、ホワイトボード (1台) は設置しています。なお、追加はできません。	
	和室	<input type="checkbox"/> 衝立 <input type="checkbox"/> 枱床 (置式) <input type="checkbox"/> 電熱式炉	
利用回数	今月度: 初めて 2回目 3回目 4回目		
その他連絡事項			

_____様からの_____年 月 日 (: ~ :)
における会議室・和室の使用に関する申請を許可します。
年 月 日 京都市上京区長
* 使用日当日は、必ずこの許可書をお持ち下さい。万一、ご使用いただけない場合や記載事項等についてご確認させていただく場合は、上京区役所地域力推進室からご連絡いたします。